

重点整備地区における移動円滑化の整備方針



愛甲石田駅周辺重点整備地区

特定経路

重点整備地区内で、特定旅客施設 から公共施設、福祉施設 など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設までを結ぶ経路で、原則として、平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定められた基準に適合した整備を実施します。

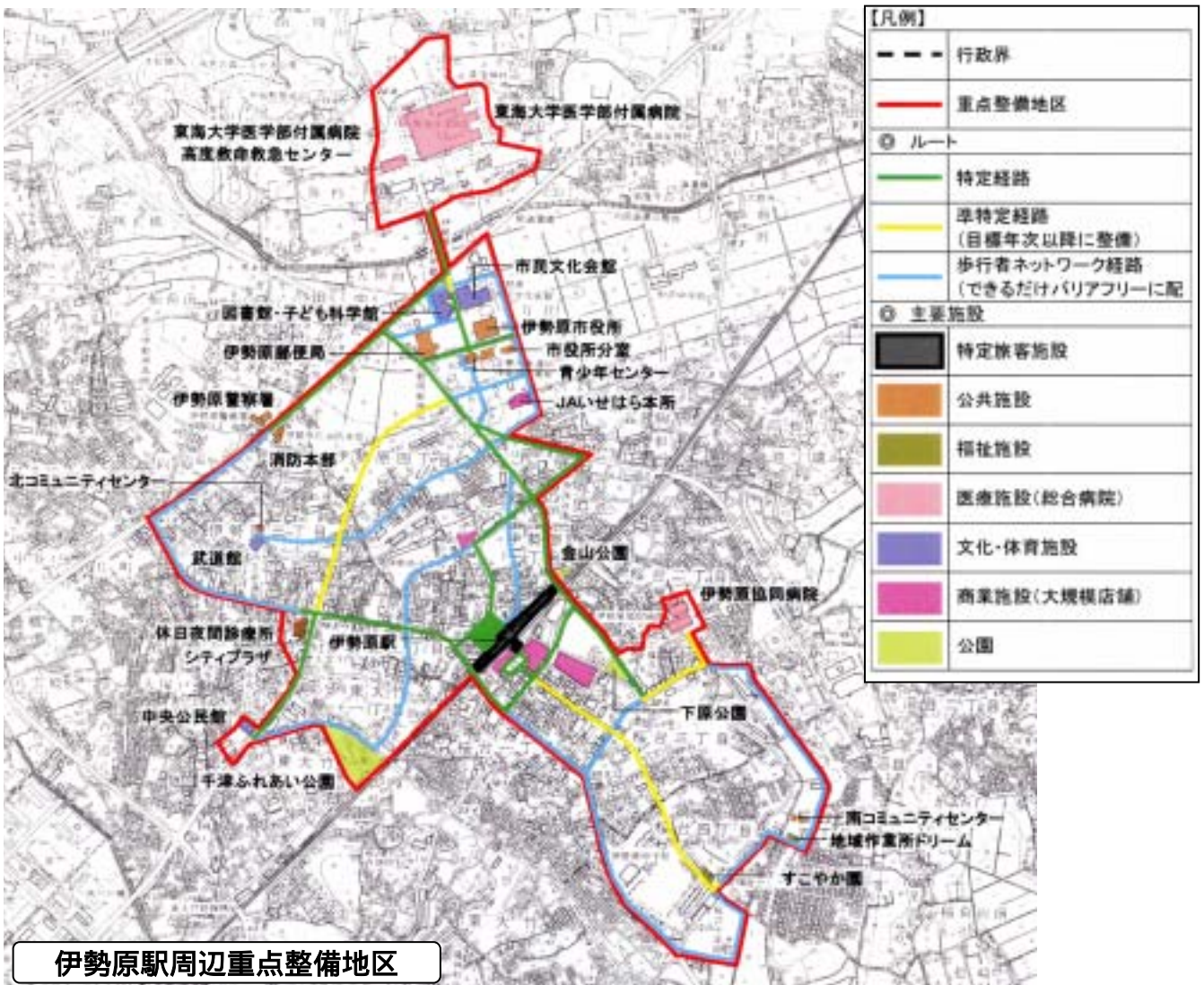
特定旅客施設：一日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の施設

準特定経路

本来であれば特定経路として位置付け、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を進めるべき経路ですが、現時点では、地域の実情や地形の状況等により、平成22年までに歩道等の構造を基準に適合するよう整備することが難しいと考えられる経路であり、今後の見直しの際に、関係路線等の整備の進捗状況に応じて、特定経路としていきます。

歩行者ネットワーク経路

平成22年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を行うことが難しいと考えられるため、中長期的にバリアフリー化を推進する経路で、既存施設の改良などにより、できる限りバリアフリーに配慮した整備に努めます。



伊勢原駅周辺重点整備地区